

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		行政財産の目的外使用に関する使用料の還付		
根拠例規及び条項		多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(昭和59年条例第3号)第4条ただし書		
所 管 部 課 名		総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	市長が特別の事由があると認めた次のとき。 1 災害その他不可抗力による事由のため、当該財産が使用できなくなったとき。 2 使用者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。		
	設定年月日	平成15年2月18日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 3日		
	設定年月日	平成15年2月18日	最終変更年月日	
備 考				